

一般財団法人さぬき生活文化振興財団 生活文化振興助成金 募集要項

1 趣旨

本財団では、人やモノ、考え方などが交流した際に生まれる様々な閃きや想いに寄り添いながら育む過程でひと手間を味わう暮らしかたを「ことづくり生活」と呼んでいます。その振興を図るために以下の観点から学生や個人、団体の優れた提案に対して助成金を交付し、その活動を支援します。

- (A)人それぞれの発想を活かした、多様な可能性を模索できるワークショップなど
- (B)見方考え方などを交流させ、その幅を広げたり深めたりできる機会がある鑑賞や造形の活動など
- (C)日々の暮らしかたをより楽しくする独創的な発想や仕掛けを提案する活動など

※ 複数選択可

2 募集期間

2025年2月1日(土)～2月28日(金)(郵送にて・消印有効)

※ 事前説明会 日時：2025年1月18日(土)13:00～13:20 質疑応答：～14:00

場所：高松市東山崎町195番地1「DOTAMA GALLERY」

3 助成の対象

- (1)県内及び国内で生涯学習的な活動を行う個人・団体による非営利活動・研究であること
- (2)代表者及び所在地が明らかであること
- (3)助成対象の活動を完遂する見込みがあること
- (4)事業会計・経理が明確であり、実施できると認められること
- (5)助成以降も継続した活動や効果が期待できること

4 審査について

- (1)募集期間内に当財団所定の様式にて提出された書面による。(様式第1号、第2号、第3号)
- (2)本財団助成金選考委員会で選考の上決定し、当該助成団体等に本財団より直接通知する。
- (3)募集内容について、選考委員会の実施までに事前ヒアリングを行う場合がある。

5 助成数と金額及び期間

- (1)最大3件とする。1件につき、20万円以内で決定する。
- (2)助成額は本財団助成金選考委員会(3月下旬開催)で審査し、交付額を決定する。
- (3)決定額は所定の助成金請求書(様式第8号)に必要事項を記入して提出後14日以内に助成活動者に振り込まれる。なお、助成期間は1年(当該年度内)とする。

6 助成団体等の義務

- (1)事業完遂後1ヶ月以内に(当該年度内)に、実績報告の要旨(様式第5-1号、様式第5-2号 ※活動内容が具体的にわかる画像や参加者アンケート等を活用した、ホームページ掲載用の活動報告書を作成し、PDF形式による提出)及びその収支報告(様式第6号)、すること。
- (2)事業内容について、ポスターやチラシ、学会誌等に掲載の場合は本財団助成による旨を明記し、財団提出の報告書には当該事業のポスターやチラシ、学会誌等を一部添付すること。
- (3)助成金の対象経費は事業期間の「会場費、報償費、旅費、材料費、役務費、需用費等」とし、事前会議費や飲食費、備品購入費や恒常的経費、構成員への賃金等は認められない。
- (4)事業内容の変更や中止の場合は書面(様式第4号)によって報告する。なお上記の義務違反が認められた場合、代表理事が当該団体等に対して助成金の返還を命じることができる。
- (5)採択後に収支内容が変更される場合は速やかに報告し、規模縮小などがあれば上記同様助成金の返還を命じることができる。

7 実施上の留意点（補足事項）

- (1)ワークショップなどで写真撮影の際には、参加者に写真の使用許諾を忘れずにお取りください。
- (2)報告書作成の際には、「助成対象活動区分に沿った」目標とその過程、成果や効果、反省等をわかりやすく具体例を挙げて記載することを心がけてください。
- (3)年度末に報告書展を実施する予定があります。（場所、日時については未決定）
- (4)企画者と参加者がお互いに高め合えた項目（双方向性の部分）を忘れずご記載ください。
- (5)領収書は原本が必要です。
- (6)自分たちの日当などに助成金は使えません。
- (7)公演等で収益を上げることは否定しません。今後の継続的な活動につなげるためにも、本助成以外で協賛を取り付けるなど、さまざまに試行錯誤なさってください。なお、同一事業で他財団などから助成金の重複申請は行えませんのでご注意ください。
- (8)本助成では、活動プロセスで様々なひらめきや思いが育まれる具体的な内容や、参加者を巻き込む積極的な活動スタイルを求めており、それらが読み取れる書面であれば、選考委員会で提出内容への理解度が高くなります。
- (9)最後に。本助成では、企画者のやりっぱなし（自己満足的）な活動を求めています。参加者に寄り添い、お互いが感性や技能などを高め合えるような双方向性のある活動を応援します。

8 応募先 〒761-0446 香川県高松市十川東町 1680 番地
一般財団法人さぬき生活文化振興財団 (087-814-7981)
Mail : slac@sanuki-lc.jp HP : <http://sanuki-lc.jp/subsidies.html>

2025 生活文化振興助成金募集要項

採択者 事例 ※詳細はホームページの報告書をご覧ください。

2022 年度 助成者

1 兵庫教育大学ひょうごもんプロジェクト研究会（代表者 浅海真弓さん）

アート de 書 一町を探検！ささやまもんで筆作りー

- ・自己と対話し筆と墨でその想いを表すアートである「書」をモチーフにして、伝統文化に宿った「普遍性」と「革新性」に触れ体験することで、伝統文化の本質を感じる機会を設ける
- ・新旧文化が混在する町を巡り、地域の素材を集めプリコラージュの手法で「筆」という道具をつくり、それをを用いた表現活動で伝統を享受しつつ、新たな創作に挑戦する活動を支援する

2 武村千亜紀さん（媛茶屋プラス labo 代表）

媛茶屋プラス labo × たのしいくわだて うららかな春講演「Some Other Spring ～いつかの春に～」

- ・文化芸術というキーワードを軸に演者と鑑賞者が気軽に触れ合える場を設定し、「アートを楽しむ場」が持続的に開ける工夫をする
- ・「ひとつの脚本」「異なるキャスト」などの要素を基に、観客の意向を取り入れながら臨機応変に表現を変更し、共に作り上げるコミュニケーション重視の講演を行う

2021 年度 報告者

1 田中未知子さん（瀬戸内サーカスファクトリー）

「千と一夜のサーカス 2021 in 塩江」

- ・スタートアップ時よりお世話になっている塩江上西地区で地域興しや文化に携わる活動の魅力づくりに協力し合い、サーカスを通じた「新たな文化の種まき」を継続する。
- ・極限まで磨き上げられた身体表現による、限界を超える美しさや楽しさを通して人々の思い込みや見えない壁などを問い直し、異業種の人たちと協働しながら文化を生み出す活動づくりに貢献する。

2 「杉浦幸子さん（武蔵野美術大学芸術文化科教授）＋鈴木颯良さん（学生代表）」

「Artist and Geibun Project 2021」

- ・「アートと社会をつなぐ」視点で東京と京都をオンラインでつなぎ、展覧会とそこに関わる人々同士が相互作用を起こせるように企画し、そこで得た経験を更に社会にフィードバックできるような運営の在り方を模索する。
- ・本展覧会を通して 2 人の現代作家本人と作品の魅力、学生や教職員及び大学周辺の地域の人たちやオンライン発信によって、共に刺激や学びを得る。

2020 年度 報告者 演劇作家 川上千佳子（桐子カヲル）さん

「舞台芸術×専門店×職人 「オト→エ→カタル」

- ・作家とその活動を支援する専門店、それと 3 種の職人を交えた活動の展開

2019 年度 報告者 武蔵野美術大学 4 回生 山端健志さん

「映像文化史体験」

- ・古典を体験することにより、現在までの経緯を再確認し、生活に向ける視野を広げ、日々の暮らしを鑑みること
- ・愛媛県大州市と企画を進め、参加者や関係者含む全員にとって研究や創作活動など、次のことづくりに繋がるきっかけを設けること
- ・ニッケルオデオンワゴンの保存とその存在を広く伝えること

様式第 1 号

2025 年度 生活文化振興助成金 交付申請書

年 月 日

一般財団法人さぬき生活文化振興財団
代表理事 多田 俊二郎 殿

申請者（代表）氏名
住 所 〒

印

電話番号
E-mail

ことづくり生活助成金の交付を希望し、以下の通り必要書類を添えて申請します。

1 助成を希望する事業名等

2 本事業の意義及び目的

3 助成対象活動区分 （※以下の該当する観点に○印。複数可）
< A ・ B ・ C >

4 活動計画書（様式第 2 号）

5 収支予算書（様式第 3 号）

6 事業実施期間
（開催日） 年 月 日 ～ 年 月 日

7 個人の活動歴、団体の概要・規約・名簿等（別途添付可）

8 その他、申請内容がわかる資料、過去の活動資料等（別途添付可）

収支予算書

財源内訳

(単位：円)

項目	金額	摘要
当財団からの助成金 (申請額)		
自己財源		
計		

支出内訳

(単位：円)

項目	金額	摘要
会場費		
報償(講師謝金)費		
旅費		
材料費		
役務費		
需用費		
その他		
計		

収 支 予 算 書

財 源 内 訳

（単位：円）

項 目	摘 要
参加費	※ 活動参加者からの活動参加料等収入
負担金・補助金	※ 助成金申請者以外の共催者等からの負担金収入
寄付・協賛金・広告料	※ 寄付金・協賛金等や、広告料等の収入
その他	※ その他収入
当財団からの助成金 （申請額）	
自己財源	
計	

支 出 内 訳

（単位：円）

項 目	摘 要
会場費	※会場使用料，付帯設備使用料，他実施に必要な使用料
報償（講師謝金）費	※講師，出演者等の活動実施に必要な謝金，謝礼
旅費	※講師，出演者等の移動に要する運賃等の旅費
材料費	※実施に必要な材料費
役務費	※実施に必要な郵送費，通信費等の各種手数料
需用費	※短期間で消費する事務用品等の消耗品，ポスター等印刷製本費
その他	※上記に掲げる他，必要と認められるもの
計	

ご注意ください！

・助成金の対象経費は事業期間の「会場費，報償費，旅費，材料費，役務費，需用費等」とし，**事前会議費や飲食費，備品購入費や恒常的経費，構成員への賃金等は認められません。**

・事業内容の変更や中止の場合は書面（様式第4号）によって報告する。なお上記の義務違反が認められた場合，代表理事が当該団体等に対して助成金の返還を命じることになります。

・採択は，提出書類に基づき審査を行った結果です。原則変更は認めておりませんが，諸事情により収支内容が変更される場合は速やかに報告し，規模縮小などの場合は上記同様助成金の返還を命じることになります。

様式第4号

事業変更・中止届

年 月 日

一般財団法人さぬき生活文化振興財団
代表理事 多田 俊二郎 殿

申請者（代表）氏名
住 所 〒

印

電話番号
E-mail

先に貴財団より助成金の交付決定を受けた事業について、下記の通り（変更・中止）致しますので下記の通り届け出ます。

- 1 助成対象活動区分 （※以下の該当する観点に○印。複数可）
< A ・ B ・ C >
- 2 助成対象事業名
- 3 変更・中止の理由
(変更の場合は活動計画（様式第2号）・収支予算書（様式第3号）も提出してください)

様式第5-1号

活動実績報告書

年 月 日

一般財団法人さぬき生活文化振興財団
代表理事 多田 俊二郎 殿

申請者（代表）氏名
住 所 〒

印

電話番号
E-mail

助成金交付を受けた活動が完了しましたので、下記の通りその実績を報告します。

1 助成対象活動区分 （※以下の該当する観点に○印。複数可）
< A ・ B ・ C >

2 活 動 名

3 添付書類

- ・活動実績報告書（様式第5-2号）
- ・収支決算書（様式第6号）
- ・その他（活動実績の内容を示す書類、写真等）

収支決算書

財源内訳 (単位:円)

項目	予算額	決算額	摘要
当財団からの助成金 (申請額)			
自己財源			
計			

支出内訳 (単位:円)

項目	予算額	決算額	摘要
会場費			
報償費			
旅費			
材料費			
役務費			
需用費			
その他			
計			

※支払の事実を証する書類を添付すること

活動経費 (領収証内訳表) (単位:円 ※ 本項目は必要に応じて別途作成してください)

様式第7号

助成金交付額決定通知書

(助成金交付者) 殿

一般財団法人さぬき生活文化振興財団
代表理事 多田 俊二郎

貴殿より申請のあった生活文化振興活動助成金交付申請について当財団選考委員会で審査した結果、交付される助成金額が確定したことをお知らせします。

なお内規に基づき、助成金振込請求書(様式第9号)を本通知受領後10日以内に財団宛に提出してください。

1 助成対象活動区分 (※以下の該当する観点に○印。複数可)
< A ・ B ・ C >

2 助成対象事業名

3 助成金確定額 円

助成金振込請求書

年 月 日

一般財団法人さぬき生活文化振興財団
代表理事 多田 俊二郎 殿

申請者（代表）氏名
住 所 〒

印

電話番号
E-mail

交付決定通知のあった生活文化振興助成金について、下記の通り請求します。

1 助成金交付確定額 円

2 助成金振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号	普 ・ 当		
(フリガナ) 口座名義			

- ※ 預金口座のある金融機関の店舗及び口座番号を記載すること
- ※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、原則として振り込みできません。